

定が含まれている。⁹⁾

第4 ゲーミングに関するその他の特別法

営業法、州のカジノ法のほかに、刑法の禁止規定を解除する法律として重要なものは、「競馬およびロッテリー法 (Rennwett- und Lotteriegesetz 1922年4月8日)」である。この法律は競馬による賭けを認めた連邦法であるが、ロッテリーの実施については、州も詳しい法律を定めている。ベルリン市を例にとると「Verordnung über die Genehmigung öffentlicher Lotterien und Ausspielungen(1937年3月6日に成立したナチス時代の法律であるが、戦後、カジノ法と同じく州法として効力を有している)」により、公益を目的としたロッテリーに限って許可できることが規定されている。これに基づいてベルリン市は「Gesetz über die Deutsche Klassenlotterie Berlin und die Stiftung Deutsche Klassenlotterie Berlin」という法律で特定の財団にロッテリーの開催を認めている。また、ブランデンブルク州には「Gesetz über öffentliche Lotterien, Ausspielungen und Sportwetten im Land Brandenburg」という法律があり、いわゆるスポーツくじの開催を認めている(他にもスポーツくじを認める州はいくつかあるようである)。

ゲーミングに関しては州の権限が大きいことが分かるが、ロッテリーやスポーツくじの開催者は各州においてそれぞれどのような地位に立っているのか今後の更に調査を深めたい。

第2節 フランス

第1 フランスの賭博罪・富くじ罪

フランスには、ドイツと同様に刑法典があるが、賭博罪の規定はない。正確には、過去にあったのであるが、1994年に新しい刑法典ができた際に削除されたのである。しかしながら、賭博罪がなくなった訳ではない。刑法典から賭博罪が消える前から存在した2つの法律に移管されたのである。1つは、「賭博に関する法律(Loi relative aux jeux de hazard 法律83-628 1983年7月12日)」、もう1つは、「富くじの禁止に関する法律 (Loi portant prohibition des loteries 1836年5月21日)」である。

⁹⁾ 1938年の法律が依然として連邦法であるのは、税の規定があるからだと思われる。「基本法105条によれば、連邦が財政に関して専属的立法権をもつのは関税と専売だけであるが、全部もしくは一部が連邦の収入になる租税、または州の個別的処理に適さない租税については、連邦が競合的立法権をもつものとされている」と「ドイツ法入門（マルチュケ、有斐閣）88p」は記している。現在は、連邦がカジノに関する税の権限を州に委ねている。

1 賭博罪の条文（原文は資料6）

まず、前者の法律を掲げる。

賭博に関する1983年7月12日の法律（83-628）

第1条

一般人が自由に入場できる（入場に会員証の提示が求められる場合も同じ）賭博場の運営に参加する行為（資金提供者を含む）は2年の禁固及び3万ユーロの罰金に処せられる。公道並びにその付属地及び公共のもしくは公衆に開放された場所並びにその付属地（私有地を含む）において、法律で許可されていない金銭を賭ける賭博（jeux de hazard）を開設し又はこれを維持する行為は6ヶ月の禁固及び7,500ユーロの罰金に処せられる。

第2条

その動作が偶然に依存し、かつ財物を賭けることにより、場合によっては図象の出現を通じて、いかなる性質のものであれ直接間接的に利益（無料のゲームの形での利益を含む）を得せしめるゲーム機を輸入または製造した者は2年の禁固及び3万ユーロの罰金に処せられる。

これらのゲーム機を、公道並びにその付属地及び公共の又は公衆に開放された場所並びにその付属地（私有地を含む）において保有、第三者へ委託、設置又は利用に供した者も同様の刑に処する。これらの機械を、私的な場所において、私人（自然人及び法人）が利用に供し又は第三者に委託した場合も同様の刑に処する。

前2項の規定は、その動作が器用さに影響されかつその技術的特徴によれば、財物を賭けることにより5回を超える無料のプレーまたは現金若しくは現物で利益を得ることが可能な機械にも適用される。

本条の規定は祭典の機会に、その期間中及びその場所で公衆に提供されるゲーム機¹⁰⁾には適用されない。これらのゲーム機の技術的特徴、賞金の性質並びに賭け金の総額及び二者の比率、そして必要があればゲーム機の利用を公衆に提供できる者については、国務院（コンセユ・デタ）が政令（デクレ）で規定する。

法によって認められたゲームのうち少なくとも1つが行われている公認カジノ場において公衆の利用に供するゲーム機には本条の規定は適用されない。カジノは未使用のゲーム機に限り購入できる。カジノ所有者の間でのこれらゲーム機の取引は禁止される。使用し

10) ここでのゲーム機という語（appareil de jeux）は、ゲーム機だけでなく、プレーヤーの技術が勝敗を決する機械を含んだ意味である。

ないゲーム機は輸出するか廃棄されなければならない。

前項におけるゲーム機の製造、輸入、売却又は維持に携わる自然人又は法人及び当該ゲーム機の種類については内務大臣の同意を得なければならない。ゲーム機によるゲームが生み出す粗利益の計算方式及びプレーヤーが賭けた財物の再分配比率決定の条件は、国務院の政令により規定される。

(なお、第3条から第6条は、賭博罪の構成要件とは直接の関係はない規定なので省略する。)

2 賭博罪の概要

第1条の意味を理解するには、旧刑法典の第410条賭博罪の規定を紹介するのが便宜である。それは次のような条文であった。

「賭博場 (*maison de jeux de hasard*) を経営して公衆を自由に立ち入らせ、または関係者、入会者の紹介により立ち入らせた者、その賭博場の胴元、法律で許可されていないロッテリーを開設しもしくは経営した者またはこれらの施設の管理人、使用人もしくは代理人は、2月以上6月以下の拘禁及び360フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。」

この条文の前半が、1983年の法律の第1条前半に相当する。第1条の後半部分は成立当初から同じ場所にあった訳である。実は1983年の法律はゲーム機の製造・設置を原則として禁止するために制定された法律である。賭博としかいえないゲーム機が普及してきた社会的事実を前にして、これを押さえにまわった法律なのである。また、旧刑法典が賭博場の運営を構成要件としていたため、戸外あるいは酒場やカフェの営業に付随して賭博が行われた場合に旧刑法典第410条違反を問えるか疑問があったので、1983年の法律の第1条後半部分が置かれたと思われる。ただし、1983年の法律が成立する以前から、酒場やカフェで日常的にゲームが行なわれた場合には、旧刑法典第410条違反に問えるとの解釈であったようである¹¹⁾。

日本の賭博罪と基本的な構成要件を比べてみると、ドイツ刑法と同様公然性を要件としている点で大きく異なっている。また、賭博罪に当たる行為の相手方（つまり客）は不可罰である¹²⁾ことも際立った違いである。この点はドイツ刑法に比べても処罰範囲が狭められている。*jeux de hasard* の定義については、「偶然が、器用さと様々の知能を凌ぐ遊戯」

11) Code Pénal、Nouveau Code Pénal、 Dalloz 1993-1994 565p

12) 上掲書 565p

であると注釈書は記している¹³⁾。例えば、コントラクトブリッジは *jeux de hazard* ではないと理解されている¹⁴⁾。この点は、ドイツ刑法の解釈と同様に、偶然性が勝敗に相当の影響を与えるものでないと賭博罪の対象とならないと考えられているのであろう。また、金銭を賭けて行う賭博という限定がついているのが特徴的である。金銭を賭けない賭博はあまり現実的ではないが、ドイツや日本の刑法にはない構成要件である。

3 富くじ罪の条文

先に見たように、旧刑法典第410条には「富くじを開設 (etablir) もしくは運営(tenir)した者は・・・の刑に処する」との規定があった。これが削除されて「富くじの禁止に関する法律 1836年 5月21日」に吸収された訳であるが、この1836年の法律は、フランスのゲーミングの歴史にとって重要な意味をもっているとされている。その説明に入る前に、まず、全文を掲げておく（原文は資料7）。

富くじの禁止に関する法律1836年 5月21日

第1条

あらゆる種類のロッテリー(*Les lotteries de toute espèce*)はこれを行ってはならない。

第2条

以下のものはロッテリーとみなし、これを禁止する：不動産、動産、商品の販売がくじ引きによって成立するもの又は全面的か部分的かに関わらず偶然に基づく景品その他の利得とこれらの販売が結合しているもの及び一般的に、名称の如何に関わらずくじ引きによって利得が得られるとの期待を生ぜしめるために公衆に提供されるすべての活動

第3条

禁止に違反した者は、賭博に関する法律（83-628 1983年 7月12日）第2条第1文及び第3条に規定された刑に処せられる。

不動産に関するロッテリーの場合は、前述の没収はくじに供された不動産の所有者に適用されず、代わりに当該不動産の価額に相当する罰金刑が課される。

第4条

刑に処せられる者は、フランスもしくは外国のロッテリーまたはロッテリーとみなされる活動を主催した者、その請負人又は販売代理人である。

ロッテリー券を宣伝配布した者及びポスター、アナウンスメント、掲示板その他何らかの広告によりロッテリーの存在を知らしめ又はくじ券の発行を促進した者は 3万フランの

13) 上掲書 565p

14) 上掲書 565p

罰金に処する。

第5条

第1条及び第2条の規定は、慈善活動、芸術の振興及び職業的でないスポーツ活動の経済的助成のみを目的として行なわれる動産を対象としたロッテリーには適用されない。ただし、国務院のデクレが定めた形式で許可されたものに限る。

第6条

第1条及び第2条の規定は *poule au gibier*、*rifles*、*quines* と称される伝統的なくじには適用されない。但し、それらが限られた範囲で、社会的、文化的、科学的、教育的、スポーツ的または地域振興的な目的のもと、高額でない賭け金と賞品で実施される場合に限る。個々のくじの価格は経済財務大臣と内務大臣の共同命令により定められた額を超えることはできない。いかなる場合においても、賞品は金銭であってはならず、また、換金されてはならない。

第7条

第1条及び第2条の規定は、祭典の機会に、その期間内に、その場所で公衆に提供されるロッテリーには適用されない。

前文で規定されたロッテリーの技術的特徴、公衆に参加を呼びかけることのできる者、賞品の性質及び価値は国務院のデクレにより定める。

(なお、第8条から第10条はこの法律の適用地域に関する規定であるので省略する。)

4 富くじ罪の概要

1836年の法律は、ロッテリーについて規制した何の変哲もない法律に見えるが、成立当初は、いわゆるロッテリーだけを対象とした法律ではなかったとされている。すなわち、この法律で成立当初からある条文は第1条だけであり、この条文が賭博の一般的禁止を目的としていたというのである。ナポレオン一世以前の時代、パリは賭博が盛んでこれにまつわる悪徳、犯罪も際立っていた。ナポレオン一世はパリの浄化を目指し、賭博を禁止しようとしたが、ライセンスを与えて税金をとる制限的な禁止に政策を変更した。その後も、賭博の全面的な禁止への動きは続いていたが、ルイフィリップの時代に入って成立したのが1836年の法律である。

この法律の第1条にいう「*loteries de toute espece*」という言葉は、きわめて広い意味で捉えられていた。ゲームもこの言葉に読み込まれた結果フランスの多くのカジノは閉鎖に追い込まれたという¹⁵⁾。

いずれにしても、フランスにおいても、例外はあるものの、営利目的のロッテリーは禁

止されている。また、ロッテリーの単なる購買者は罰則の対象とならないことはドイツ刑法と同様である。

第2 競馬の解禁

1836年の法律によって、公然的なゲーミングは一般的に禁止されたと理解されたが、現実にはいろいろな形でゲーミングは行なわれていた。1836年の法律を厳格に適用しようとする動きがある一方、社会的にゲーミングを楽しみたいとする要求を抑えることは不可能であった。こうしてあいまいな状態がしばらく続いたが、1890年代以降、ゲーミングを公認する立法が相次いで成立した。

まず「競馬場の認可と運営を規制目的とする法律(1891年6月2日)」が成立した。競馬場での賭けは、1836年の法律にも関わらず、賭け屋によって盛んに行なわれており、1868年にはロッテリー形式の賭けが導入された。こうした非合法な賭けは競馬場の経営に何らの利益ももたらさない。しかし、政府が賭けを取り締まろうとすると競馬場への入場者が減ってしまう。結局、1891年の法律で、「競走馬の改良だけを目的とする競馬組合」に対して、ロッテリー型の賭け(*pari mutuel*)を認めたのである。従って、*pari mutuel*を行う競馬組合は、少なくともたてまえとしては営利団体ではないことになった。1891年の法律では、馬券の販売は競馬場内だけでみとめられていたが、1930年の改正により、競馬場外でも販売が認められるようになった。これを取り仕切る組織をPMU(*pari mutuel urban*)という¹⁶⁾。

第3 カジノの解禁

次に、「サークル内のゲーム及び海水浴、温泉並びに保養の地域でのカジノを規制する法律(1907年6月15日)」が成立した¹⁷⁾。1836年の法律が成立した後も、フランスのカジノは完全には消滅しなかった。1806年の「鉱泉が存在する地域」に関するデクレを根拠にして、小規模ながらリゾート地ではカジノ営業が続いており、当局も承認していた。ところが、税をめぐるカジノと自治体の紛争が訴訟沙汰になったとき、国務院は、1836年の法律により、1806年のデクレは効力を失ったとの判決を下した(1902年)。このままでは、すべての

15) C.Bégin “Pour une politique des jeux” (L’Harmattan, 2001) 13p やInternational Casino Law 273p による。ただ、現時点での法律の条文を読む限り、普通、我々がロッテリーと呼ぶ形式のゲーミングについての法律と理解していいように思われる。成立当初の事情及び旧刑法典との関係は不明な点が多く今後も調査が必要である。

16) PMUは現在、法律上「経済利益団体(Gouvement d’intérêt économique)」と呼ばれる法人となっており、場外での馬券の販売を全国的に取り仕切っている。

17) 「サークル内のゲーム(jeu dans les cercles)」という言葉が法律の名称に入っているが、現在の条文にはこれに関する規定はない。成立当時には何らかの規定があったと推測されるが今後の調査を期したい。